

令和2年10月21日

宇都宮市議会議長 櫻井啓一様

議会制度検討会議

会長 鎌倉三郎

議会制度検討会議における検討結果について（第4次中間答申）

令和元年7月より、議会制度の見直しについて検討を進めてきたところ
ありますが、下記の事項について検討結果がまとまりましたので、別紙
のとおり答申いたします。

記

- 1 Facebook等SNSの活用による広報
- 2 SNSによる市民からの意見聴取，回答

1 答申内容

(1) Facebook等のSNSの活用による広報

(2) SNSによる市民からの意見聴取, 回答

「Facebook等のSNSの活用による広報」及び「SNSによる市民からの意見聴取, 回答」については, SNSを活用した広報広聴に関する項目であることから, 併せて協議を行った

【検討結果】

市民に開かれた議会を推進し, 若い世代を含めた幅広い世代に市議会の活動や情報を周知するため, Facebookを活用した情報発信を下記のとおり実施する。なお, SNSを活用した意見聴取については, 「市民意見」制度があることや, SNSを利用している他自治体の対応状況を踏まえ, 課題が多いことから実施しない。

ア 使用サービス

Facebook

イ 発信内容

- ・ 市議会HPの更新に合せた情報（議会日程, 市議会広報紙発行, 広報番組周知, イベント等の実施）
- ・ その他, 宇都宮市議会に関する情報

ウ 運営管理者, 投稿者

宇都宮市議会事務局

エ コメントへの対応

行わない

オ 情報発信開始時期

令和2年11月中旬

カ 運用方針

資料1「宇都宮市議会公式 フェイスブック運用方針（案）」参照

2 検討経過

令和元年

10月28日 第4回検討会議

- ・他委員会への検討申し入れについて確認（議会ICT化検討会、広報広聴委員会）

11月11日 広報広聴委員会（第5回）

- ・議会制度検討会議から広報広聴に係る取組について検討依頼がなされた旨報告

12月13日 広報広聴委員会（第6回）

- ・議会制度検討会議からの検討事項について報告

令和2年

2月10日 広報広聴委員会（第7回）

- ・議会制度検討会議からの検討事項の進め方について協議

3月23日 広報広聴委員会（第9回）

- ・委員の任期満了に伴い、議会制度検討会議からの検討事項については継続検討事項として次期委員会へ引き継ぐことを決定

3月24日 広報広聴委員会（第1回）

- ・前期広報広聴委員会からの継続検討事項として、議会制度検討会議からの検討事項について報告

7月 1日 広報広聴委員会（第5回）

- ・議会制度検討会議からの検討事項「Facebook等SNSの活用による広報」と「SNSによる市民からの意見聴取、回答」について一括で協議することを決定

8月 5日 広報広聴委員会（第6回）

- ・議会制度検討会議からの検討事項「Facebook等SNSの活用による広報」と「SNSによる市民からの意見聴取、回答」について協議

9月29日 広報広聴委員会（第7回）

- ・議会制度検討会議からの検討事項「Facebook等SNSの活用による広報」と「SNSによる市民からの意見聴取、回答」について協議し、広報広聴委員会案を決定

10月21日 第13回検討会議

- ・広報広聴委員会の検討結果（Facebook等SNSの活用による広報、SNSによる市民からの意見聴取、回答）について了承
- ・中間答申（案）について決定

3 委 員

議会制度検討会議

会 長	鎌 倉 三 郎
副会長	中 塚 英 範
委 員	平 松 明 夫
同	福 田 陽
同	菅 原 一 浩
同	宇 梶 哲
同	成 島 隆 裕
同	久保井 永 三
同	郷 間 康 久
同	篠 崎 圭 一
同	馬 上 剛
同	今 井 政 範
同	福 田 久美子
同	金 沢 力
同	小 林 紀 夫

議会制度検討会議作業部会

委員	平松明夫
同	宇梶哲
同	中塚英範
同	久保井永三
同	篠崎圭一
同	馬上剛
同	今井政範
同	福田久美子
同	金沢力夫
同	小林紀夫

○宇都宮市議会公式フェイスブック運用方針（案）

・ 趣旨

この運用方針は、宇都宮市議会公式フェイスブックページ（以下、当ページ）を用いて市民等へ情報発信するために必要な基本事項を定めるものです。

1 アカウント情報

- (1) アカウント名：宇都宮市議会
- (2) ソーシャルメディアサービス名：フェイスブック
- (3) URL：

2 目的

情報発信の幅を広げ、より多く、幅広い世代の市民に宇都宮市議会の活動や情報を知ってもらうため、フェイスブックを活用した情報発信を行い、開かれた議会を推進することを目的とします。

3 運営管理者

当ページの管理者は、宇都宮市議会事務局とします。

4 ページの更新

当ページへの投稿は、宇都宮市議会事務局職員が行います。

また、当ページの更新時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、必要に応じ不定期に投稿します（祝休日及び年末年始を除く）。

5 掲載内容

- (1) 宇都宮市議会ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/gikai/>) の更新に合せた情報（本会議・臨時会・委員会の日程や会議結果、議会広報紙発行、市議会広報番組周知、イベント等の実施）
- (2) その他、宇都宮市議会に関する情報

6 利用方法

利用者は、閲覧、コメントなどを自由に利用することができます。ただし、寄せられたコメントに対しては、原則として返信しません。なお、市議会に対するご意見等につきましては、市民意見にて対応します。

(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/gikai/iken/boshu/1009209.html>)

7 個人情報の取扱いについて

当ページにおいて、宇都宮市議会が掲載する情報については、個人情報に関する法律及び宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に処理します。また、個人情報を収集する際は、目的を明示し、利用目的の範囲内においてのみ利用します。

8 禁止事項

以下に定める内容の投稿があった場合、予告なく削除する場合があります。

- (1) 特定の個人・企業・団体・国・地域等を誹謗中傷する内容
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等、個人のプライバシーに関わる内容
- (3) 他者になりすます等、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 広告・宣伝・勧誘・営業活動・その他営利を目的とした内容
- (5) 政治または宗教活動を目的とする内容
- (6) 著作権・商標権・肖像権等の本市議会、または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (7) 法律・法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (8) 公序良俗に反する内容
- (9) フェイスブック利用規約に反する内容
- (10) 有害なプログラム等
- (11) その他、当ページの運営上、本市議会事務局が不適切と判断した内容

9 著作権について

当ページにおいて掲載している情報（文章・写真・動画・イラスト等）の著作権は、本市議会または原作者に帰属する。当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

ただし、当ページへのリンクやフェイスブックページ上で「シェア」の機能を使用し、掲載することは問題ありません。

10 免責事項

- (1) 当ページの掲載情報の正確性・完全性・有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 利用者が当ページの掲載情報を利用し、または信用したことにより、当該利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿（コメント・写真・動画等）されたコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (4) 利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当ページは、予告なく内容の変更や運用方法の見直し等を行う場合があります。
- (6) 当ページは、フェイスブック社のシステムによって運営されております。フェイスブック社のシステム運用状況等に関しては、一切お答えすることができません。
また、フェイスブックサイト、フェイスブック社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等、提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えすることができません。
- (7) 本市議会事務局は、(1)～(6)に掲げるもののほか、当ページに関連する事項に起因し、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。